



稲城市告示第20号

町の区域及び字の区域を別図のとおり新設し、及び変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、これを告示する。

なお、この処分の効力は、令和8年10月3日から生ずる。

令和8年3月1日

稲城市長 高橋 勝 浩

